

広島市三世代同居・近居支援事業助成金 提出書類一覧表

＜申請時（住替え前）＞

1 必ず必要な書類（2～8についてコピー等も可）

チェック欄	No.	必要書類	説 明
	1	申請書	・ 記入見本を参考にしてください。
	2	住替え前の子世帯の世帯全員の住民票	・ 3か月以内の発行で、世帯主と続柄の記載があるもの ・ 個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。 ・ 広島市にお住まいの方は、区役所市民課などの窓口で「住民票の写し等の請求書・申出書」を記入し、「世帯主の氏名及び続柄」の項目にチェック✓を付けてください。分からない場合は、この書類を窓口で提示してください。 ・ <u>発行を受けたら、持ち帰る前に世帯主と続柄が記載されていることをよく確認してください。</u> ・ 発行には手数料がかかります。
	3	親世帯の世帯全員の住民票	
	4	子世帯と親世帯の親子関係が分かる戸籍抄本など	・ 3か月以内に発行されたもの ・ 親子関係にある親又は子の戸籍抄本など ・ 発行には手数料がかかります。
	5	住民登録地の市区町村税について滞納していないことが分かる納税証明書	・ 申請者のもので、3か月以内の発行されたもの ・ 市区町村税について滞納がない旨の納税証明書（完納証明書）がない場合は、原則として直近3年度分の納税証明書を提出ください。 ・ 広島市にお住まいの方は、市税事務所などの窓口で「納税（納付・納入）証明請求書」を記入し、「市税に滞納がない旨」の項目にチェック✓を付けてください。分からない場合は、この書類を窓口で提示してください。 ・ <u>広島市外にお住まいの方は、この書類を住民登録地の市区町村役場窓口で提示し、請求書の記入方法や証明書の種類を確認してください。必要に応じて、広島市コミュニティ再生課（082-504-2125）へ御連絡ください。</u> ・ 発行には手数料がかかります。
	6	住替え後の住宅の所在地が分かる書類	次のいずれか一つ。 ・ 引越し費用の見積書 ※引越事業者が発行したもので、引越し先、引越し予定日、費用の内訳が分かるものに限ります。 ・ 住替え後の住宅の契約書（売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書など） ※子世帯が契約したものに限ります。

2 該当する場合、必要な書類

チェック欄	No.	必要書類	説 明
	7	住替え後の子世帯の住宅と親世帯の住宅の所在地が分かる図面	〔住替え後の住宅の所在地が、親世帯と異なる小学校区である場合〕 ・ 住替え後の子世帯の住宅と親世帯の住宅の所在地に印を付けた地図など ※小学校区は広島市のホームページに掲載の「通学区域一覧」で調べることができます。 ・ ※提出された地図を参考に、広島市の地理情報システムを使って、1.2 km以内かどうか確認します。 ・ ※心配な方は事前にお問い合わせください。
	8	出産予定であることが分かる書類	〔小学生以下のこどもはいないが、出産予定の場合〕 ・ 母子健康手帳、妊娠証明書など

※上記のほかにも審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。